

ハンセン病の理解と回復者の社会復帰支援

2001(平成13)年5月11日、熊本地方裁判所において「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟(ハンセン病国賠訴訟)の判決が言い渡されました。この判決は、89年にわたり、国によって行われてきた患者の強制隔離を基本としたハンセン病対策が「誤っていた」ことを認めるものでした。

大阪市ではこの強制隔離政策の一端を担っていたことを深く反省し、今後このような過ちを二度と繰り返さないために、真相究明の調査を行うための委員会を設置、また「今なお入所を余儀なくされている入所者の方々が社会復帰

していただける環境作りを行う」と表明するなど、ハンセン病患者・回復者の皆様の名誉回復と正しい知識の普及・啓発に努めてきました。

そこで、市民の皆様にもハンセン病問題について正しく理解していただき、回復者の方々が安心して暮らしていけるように、ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けて、今回の特集を企画しました。

一人でも多くの皆様がハンセン病についての正しい理解を深めていただけることを期待しています。

ハンセン病の基礎知識

かつては「らい病」と呼ばれていましたが「らい」に付加されてきた偏見や差別を払拭する意味から「ハンセン病」を用いることとなりました。

Q.1 ハンセン病とはどんな病気ですか？

らい菌という細菌によって引き起こされる慢性の感染症。病原性は弱く、感染してもほとんど発症しませんが、なかには発症にまでいたるケースもあります。病気の進行は遅く、手足などの末梢神経や皮膚がおかされて知覚麻痺や機能障害を起こすケース、また顔や手足など外から見えるところに変形や機能障害が残るケースもありました。

Q.2 感染症ということはどうなるのですか？

ハンセン病は病原体が体の中に入って起こる感染症ですが、成人の場合、日常生活においてうつることはほとんどありません。免疫機能の未熟な乳幼児期に未治療の患者と長期間、濃厚な接触を繰り返した場合に感染する可能性はありますが、現在の日本では感染源になると考えられる未治療の患者はいませんし、衛生状態、生活環境からも発症に結びつく要因はありません。

Q.3 ハンセン病は治るんですか？

1943(昭和18)年、アメリカでプロミンという薬がよく効くという報告がなされ、日本でも1948(昭和23)年頃から使用されはじめました。現在では、医学が進歩して治療方法が確立されていますので、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残すことなく治癒する病気です。またWHO(世界保健機関)は1980年代の初めに多剤併用療法が有効と提唱しています。

Q.4 ハンセン病が嫌われた理由は？

ハンセン病は古くから「天刑病」(天が罰した病気)、「業病」(報いとしての病気)などと言いつたため、忌み嫌われる存在となっていました。そのうえ日本では「らい予防法」をつくって、患者を警察や保健所が関わって家族や社会から引き離してしまったので、さらに「恐ろしい病気」という誤解を与えてしまいました。

Q.5 ハンセン病患者の隔離は必要だったのですか？

医学的な見地から隔離が本当に必要なのは、感染力がきわめて強く、しかも感染した場合の重症度がとても重い(死亡率の高い)病気の場合です。それ以外の隔離は許されるべきではありません。ハンセン病は隔離の必要のない感染症であり、日本で行われた強制隔離政策を正当化する医学的根拠もまったくありません。

Q.6 療養所入所者の社会復帰が進まないのはなぜ？

2001(平成13)年5月の熊本地裁判決を受けて、退所者給与金制度などが設けられましたが、「せめてあと10歳若かったら」「頼るところ、帰るところがない」などといった入所者の声があります。またハンセン病に対する人びとの偏見・差別は今なお残っており、さらにハンセン病の後遺症による重複した障害があることなどにより、社会復帰はほとんど進んでいないのが現状です。

〈大阪におけるハンセン病の歴史〉

療養には適さない場所に開設・運営

ハンセン病患者の隔離・収容を規定した法律「癩予防二関スル件」(1907<明治40>年制定)に基づき、かつては大阪にもハンセン病療養所が設置されました。その後、「無らい県運動」が盛んになり、当時の警察などが主な役割を担って、ハンセン病患者を社会から療養所へ送り込んでいました。

●大阪にあった療養所「外島保養院」

定員300人の隔離収容施設は、増設最中に台風の直撃を受けて壊滅

1909(明治42)年、近畿、北陸の2府10県が協力し、現在の大阪市西淀川区中島2丁目付近に、公立のハンセン病療養所「外島保養院」が隔離収容施設として開設されました。しかし海拔ゼロメートル地帯で、療養する環境としては厳しい立地条件であり、何度か移転計画が出されましたが、そのたびに移転先住民の反対にあって断念。結局、現地での増設工事中の1934(昭和9)年、室戸台風の直撃を受けて施設が壊滅、計187人の命が一瞬にして奪われました。その後、1938(昭和13)年に代替地として岡山県邑久郡の長島に再興され、「邑久光明園」として現在に至っています。

●在宅治療に従事した 大阪大学医学部附属病院「皮膚科別館」

「らい予防法」の厳しい政策の時も、在宅治療などの診察に従事

明治の末から、大阪大学医学部附属病院の皮膚科(現在の皮膚科)にはハンセン病の専門外来がありました。昭和初期、新たに皮膚科別館が建てられ、そこで診療が行われて療養所へ送られていった患者もいました。なかには療養所へ行かず在宅のまま治療を受けていた人びともいました。「らい予防法」による厳しい取り締まりがあったときでも外来診療は続けられていました。戦後も存続し、療養所への入所を勧めたり、療養所を退所して大阪近郊で生活している人びとの診療にも当たっていました。

ハンセン病回復者支援センター(ヒューマインド)を訪ねました!

大阪との絆を断ちきらないために

2004年度からハンセン病回復者の社会復帰などさまざまな支援事業に取り組んでいる大阪府総合福祉協会(ヒューマインド)のハンセン病回復者支援センターを訪ねました。大阪府出身のハンセン病療養所入所者の「里帰り事業」、大阪府立の高校生や看護学生たちが療養所を訪問し入所されている方と交流する「ふれあい体験交流会」、そして専任の支援コーディネーター設置の3つの事業を大阪府から受託、また独自の支援事業も合わせてはば広い支援を展開しています。

同センターのコーディネーターを務める原田恵子さんによると「里帰り事業では毎年約50人の大阪府出身の方が2泊3日の日程で里帰りに参加しています。各人の希望に沿って新歌舞伎座などの演劇や野球観戦に出かけたり、あるいは思い出の地を訪ねたりと、おおむね皆さんに喜んでいただいていますね」とのこと。ただしまだまだ課題はいくつもあるようで「今後、入所者たちがさらに歳を重ねて、もう帰ってこれなくなった時、私たちがどういうことができるかが問われています。なんとか大阪府出身者と大阪の絆を断ちきらないようにしたいです」とも語ってくれました。



〒556-0028
大阪市浪速区久保吉2-2-3
大阪府総合福祉協会(ヒューマインド)内
☎06-6563-2091
FAX06-6563-2092
ホームページ
<http://www.humaind.or.jp>

ハンセン病療養所の現状

最後の一人まで国は保障を約束したが...

現在、ハンセン病療養所は、北は青森県から南は沖縄県まで全部で15の施設があります。内訳は国立が13、私立が2となっており、医療施設を中心に住居、売店、理・美容室、郵便局、公会堂、宗教施設、納骨堂といった建物が整然と並んでいます。2007(平成19)年2月現在、約3,000人弱が生活しており、短歌、俳句、詩歌などの文芸、陶芸、手芸、絵画などの芸術、カラオケ、ゲートボール、旅行などの趣味を楽しんでいます。これらの人たちは、すでにハンセン病が治っていますので、患者あるいは元患者と呼ぶのは適切ではなく、回復者、入所者、退所者などと呼ばれています。また、ここでの生活を余儀なくされている人びとの平均年齢はすでに79歳を超えており、療養所を今後、地域に開放することなどが検討されています。「政府は、法的責任を踏まえたくて最後の一人まで面倒をみると約束していますが、なんら具体策が提示されていないのが現状です」と、原田さんは語ってくれました。

つながりづくりに向けての 支援センターの取り組み

回復者支援事業

- おでかけ訪問相談窓口
- 里帰り事業
- 地域復帰移行支援
- 社会復帰者への訪問・生活支援
- きままに外出支援
- IT講習などの実施

ネットワークづくり事業

- ハンセン病回復者、サポーターなど府民との交流拠点
- 「虹の会 おおさか」(ハンセン病回復者サポーターズ)の事務局の設置

啓発・広報事業

- サポーター養成講座の開催
- ふれあい体験交流会
- 講演会・セミナーの開催
- 講演会のコーディネート窓口

調査・研究事業

- 真相究明・白書作り
- 資料収集・整理
- 社会復帰などに向けた政策提言

大阪市からの メッセージ

ハンセン病に対する偏見・差別をなくしていこう

ハンセン病患者の強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止されて11年、また国の責任を認めた熊本地裁判決が出されてから6年が経ちました。

ハンセン病問題は解決に向けて動き出していますが、患者・回復者とその家族の人権と尊厳が完全に回復されたわけではありません。

今、私たちにできることは、ハンセン病の歴史を学び、療養所入所者や社会復帰者等の声に耳を傾けて、ハンセン病に関する正しい知識を身につけ、理解し、一日も早く、ハンセン病回復者やその家族の方々が安心して暮らしていけるよう、ハンセン病に対するさまざまな偏見・差別を社会から払拭していくことではないでしょうか。

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、この人権の世紀を実現するためには、すべての人びとの人権が尊重される社会を築いていかなければなりません。大阪市では、引き続きハンセン病に対する知識の普及・啓発に努め、偏見・差別の解消を図っていきます。